

新潟県での令和6年能登半島地震への対応について

～損害保険相談窓口の周知、悪質な住宅修理業者への注意喚起を実施～

この度の令和6年能登半島地震により、お亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表すとともに、被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

日本損害保険協会 関東支部新潟損保会(会長：水越 靖・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 新潟支店長)は、令和6年能登半島地震により被災された方々への早期の復旧および迅速な保険金のお支払いと適時適切な情報提供をするため、以下の取組みを実施いたしました。

1. 報道機関への情報提供

新潟県政記者クラブを通じて報道機関に損保業界の対応(損害保険相談窓口、損害保険に関する特別措置、地震保険の概要、悪質な住宅修理業者への注意喚起)についての情報提供をするとともに、報道機関からの地震保険等に関する取材対応を通じて、被災者に役立つ情報が一般紙、地方紙、民放で随時報道されております。

2. 避難所・被災者相談窓口・災害対策本部等への情報提供

新潟市、新潟市西区、上越市、糸魚川市の避難所・被災者相談窓口・災害対策本部等に、お役立ち情報(損害保険相談窓口等)および新潟県版悪質な住宅修理業者への注意喚起ポスターの掲出を働きかけ、掲出されました(写真①参照)。



①糸魚川市災害対策本部に掲出されたポスター

3. 悪質修理業者への注意喚起チラシによる啓発

新潟県総務部県民生活課、新潟県警察本部と連携して、令和6年能登半島地震による被害の大きい新潟市、新潟市西区、上越市、糸魚川市を中心に、新潟県全域で新潟県版悪質な住宅修理業者チラシによる啓発を実施しました(写真②参照)。



②新潟市西区被災者相談窓口を設置されたチラシ

4. SNS(X:旧Twitter)を活用した情報発信

1月29日に運用開始した日本損害保険協会のX(旧Twitter)について、悪質な住宅修理業者への注意喚起等情報のリポストを新潟県、新潟県警および新潟市西区に依頼し、いずれも実現しました(写真③参照)。



③リポストされた新潟県のX

5. 当協会 HP (損害保険に関する特別措置・お問い合わせ窓口、悪質な住宅修理業者への注意喚起) へのリンク

当協会 HP 掲載のニュースリリース・お役立ち情報 (損害保険に関する特別措置・お問い合わせ窓口) について、新潟県、新潟市のホームページにリンクしてもらうとともに、1月4日に新潟市内で、泥の撤去作業に対して高額な請求した悪質な訪問業者の情報がマスコミで報じられていたことから、同県、同市のホームページに悪質な住宅修理業者への注意喚起情報を掲載してもらうように働きかけ、掲載されました。

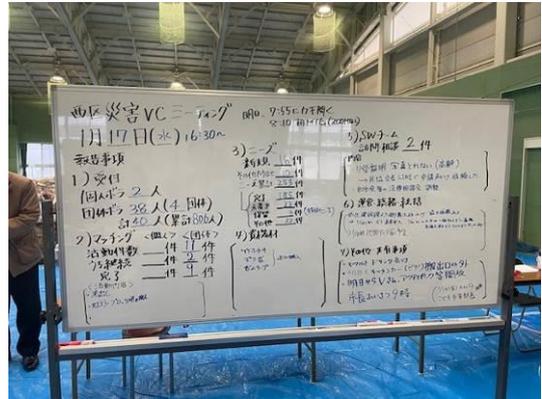
6. 被害状況の確認(1月18日)

新潟県保会では、日本防災士会新潟県支部および新潟市社会福祉協議会の協力を得て、西区のボランティアセンターを訪問し、被害が甚大だった新潟市西区の中野小屋、大野、寺尾旭通地区の被害状況についても確認をしました。新潟市、同市西区、避難所等への対応について、日本防災士協会新潟県支部と意見交換を行いました(写真下記④～⑨参照)。

被災地の被害状況を確認し、(1)新潟市西区の特定の地域が地震による液状化の影響が甚大であること、(2)復興、復旧に当たっては、自治体・ボランティア等と速やかに連携していくことが重要であること、(3)被災者の生活再建支援という観点で、国や自治体から援助される金額も少なく(公助には限界があること)、自助(地震保険の普及促進等)の必要性を再認識しました。



④西区のボランティアセンター
中央は日本防災士会新潟県支部・成川事務局長



⑤西区のボランティアセンター



⑥西区中野小屋 住家の土台が崩落



⑦西区中野小屋 崩壊寸前の神舎を木材で補強



⑧西区大野 液状化によるブロック塀の倒壊



⑨西区大野 液状化により民家の駐車場が崩落

7. 新潟大学・卜部教授との意見交換（1月18日）

新潟大学災害・復興科学研究所卜部 厚志教授を訪問し、令和6年能登半島地震の原因・被害状況、新潟県・新潟市の対応状況、損害保険業界の取り組み状況、復旧の目途などについて意見交換を行いました（写真右記⑩参照）。

今回の能登半島地震については、新潟市西区に液状化の甚大な影響が生じたが、その理由は以下のとおり

＜卜部教授による分析＞

- ・この地域は、砂丘地のすそ野で液状化現象が起きやすい。60年前の新潟地震（1964年6月）の時も被害が著しかった。
- ・1年を通じて地下水が湧いていて地面のところまで水が満たされている。新潟市の中で液状化の弱い部分が狙い撃ちされ被害が大きくなった。
- ・新潟市全体でもっと強い揺れを受けていたら、新潟市の全地域で液状化する可能性がある。



⑩新潟大学卜部教授

8. 自治体訪問（1月18日）

（1）新潟市役所

新潟市危機管理防災局防災課を訪問し、被害状況・対応状況、市独自の被災者生活再建支援事業（※）について意見交換を行うとともに（写真下記⑪参照）、お役立ち情報（損害保険相談窓口等）および新潟県版悪質な住宅修理業者への注意喚起ポスターの掲出を働きかけ、掲載されました。

（※）災害救助法に基づく国・県の支援制度（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）では対象とならない駐車場の段差解消やカーポート、門扉などの修理・工事を含め、液状化による住宅・宅地被害全般に対応する市独自の支援。

（2）新潟市西区役所

新潟市西区総務課・公共建築課を訪問し、被害状況・対応状況、家屋復旧に関する申請と公的補償制度、罹災証明書の調査状況について意見交換を行うとともに（写真下記⑫参照）、お役立ち情報（損害保険相談窓口等）および新潟県版悪質な住宅修理業者への注意喚起ポスターの掲出と新潟県版悪質な住宅修理業者チラシを被災者相談所（3箇所）への設置を働きかけ、掲載されました。



⑪新潟市危機管理防災局防災課と意見交換



⑫新潟市西区総務課と意見交換

以上